

いわき市土地改良事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業生産基盤の整備及び開発を図るため土地改良事業及び別表第1に掲げる事業を行う土地改良区、農業協同組合、福島県農地中間管理機構、土地改良事業共同施行者及び農業経営体に対する補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則(昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「土地改良事業」とは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業をいう。

2 この要綱において「土地改良区」とは、土地改良法第5条第1項の規定に基づき設立したものをいう。

3 この要綱において「土地改良事業共同施行者」とは、土地改良法第95条第1項の規定により土地改良事業の認可を受けた者をいう。

4 この要綱において「農業経営体」とは、東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)交付要綱(平成24年1月16日付け23予第636号農林水産事務次官依命通知)の別添1-2農地整備事業に係る取扱(以下「復興取扱」という。)第5の1により市が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画に位置付けられた担い手(復興取扱第1の3に定める担い手をいう。)のうち、高度経営体(復興取扱第1の4に定める高度経営体をいう。)又は特定高度経営体(復興取扱第1の5に定める特定高度経営体をいう。)をいう。

(補助対象)

第3条 この要綱において補助の対象となる者は、国又は県の補助の対象となる土地改良事業及び別表第1に掲げる事業を行う土地改良区、農業協同組合、福島県農地中間管理機構、土地改良事業共同施行者及び農業経営体とする。

(補助対象経費)

第4条 この要綱において補助の対象となる経費は、土地改良事業の施行に要する工事費及び事務費並びに別表第1に掲げる事業に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、土地改良事業においては補助対象経費から次に掲げる額を控除した額に、事業の種類ごとに別表第2に定める補助率を乗じて得た額の範囲内において市長が定める額とし、別表第1に掲げる事業においては補助対象経費に事業の種類ごとに別表第2に定める補助率を乗じて

得た額の範囲内において市長が定める額とする。

(1) 国又は県が補助する額

(2) 電線等移設工事費のうち日本電信電話株式会社、東北電力ネットワーク株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社が負担する額

(申請書の提出期限)

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書の提出期限は、土地改良事業においては工事着工前20日とし、別表第1に掲げる事業においては補助金の交付を受けようとする年度の12月末日とする。

(申請書の添付書類)

第7条 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、土地改良事業においては次に掲げる書類とする。

(1) 事業の施行議決が記載された総会又は総代会の議事録

(2) 事業設計書

(事業計画の軽微な変更)

第8条 規則第7条第1項に規定する市長が定める軽微な変更は、次に掲げる場合とする。

(1) 事業計画を実質的に変更するものでなく、その細部について変更する場合

(2) 事業計画の目的達成のため、変更することによつて、より効果的になる場合

(実績報告の添付書類)

第9条 規則第12条第2号に規定する書類は、土地改良事業においては次に掲げる書類とする。

(1) 工事請負契約書又は業務委託契約書の写し

(2) 支障移転工事費内訳調書の写し

(3) 工事の経過及びしゅん工写真

(着手届及び完了届の省略)

第10条 規則第10条に規定する補助事業着手届及び完了届の提出は、別表第1に掲げる事業においては同条ただし書の規定により省略するものとする。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則 (昭和61年4月1日)

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則 (昭和63年4月1日)

1 この要綱は、昭和63年4月1日から実施する。

2 この要綱の実施の日前において、既にほ場整備事業に着手している場合の補助率は、改正後の別

表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年4月1日）

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（令和2年11月2日）

この要綱は、令和2年11月2日から実施する。

別表第1（第1条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第10条関係）

本体事業名	附帯事業名	定めのある要綱・要領
農山漁村地域復興基 盤総合整備事業	一括前払事業	東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付 要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予第 636号農林水産事務次官依命通知）別添1－2農地 整備事業に係る取扱第3の1の(3)及び(4)に係る別 表の区分の欄4に掲げる農業経営高度化促進事業
農地中間管理機構関 連農地整備事業	調査・調整事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平 成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農 村振興局長通知）別紙1の別表の区分の欄4に掲げ る農業経営高度化支援事業のうち調査・調整事業
	集団化事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平 成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農 村振興局長通知）別紙2の第2の2に掲げる経営体 育成促進換地等調整事業

別表第2（第5条関係）

事業の種類		補助率
ほ場整備事業	基幹農道の舗装工	100分の100
	その他	100分の50
かんがい排水事業	基幹排水施設整備事業 （三面コンクリート排水路で上幅1.0メートル以上のもの）	100分の80
	その他	100分の60
農道整備事業	基幹農道整備事業 （有効幅員4.5メートル以上で舗装を伴うもの）	100分の100
	その他	100分の80
ため池整備事業		100分の70
農業用水合理化対策事業		100分の70
土地改良施設維持管理適正化事業		100分の50
新農業水利システム保全対策事業		100分の50
農山漁村地域復興基盤総合整備事業	一括前払事業	100分の100
農地中間管理機構関連農地整備事業	調査・調整事業	100分の27（27.5）
	集団化事業	100分の12.5（15）

備考 中山間地域（農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）別紙1の第2の2に掲げる中山間地域をいう。）においては括弧内の率を適用する。